

各位

株式会社 大垣共立銀行

各種規定改定のお知らせ

各種規定を以下のとおり改定しますのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにおかれましても適用いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2025年3月1日（土）

2. 対象規定等

ゴールド総合口座取引規定／スーパーゴールド総合口座取引規定／<大垣共立>カード規定／<大垣共立>デビットカード取引規定／<大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定／OKBアカウント利用規定

3. 改定内容

(1) ゴールド総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>2. (口座管理手数料)</p> <p>(3) <u>口座管理手数料はお客さまの申し出により当社ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」のポイントを利用して無料にすることができます。所定のポイントを初年度分は申し込みの際に、また次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に、それぞれゴールド総合口座から自動減算します。なお、次年度以降のみ指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記(2)のゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱います(初年度分は不可)。</u></p> <p>(4) <u>口座管理手数料は申し込みの際に初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に所定のポイントを、ゴールド総合口座から自動減算することもできます。なお、次年度以降の指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記(2)のゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱います。</u></p> <p>(5) <u>すでに支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントは解約等があっても返却しま</u></p>	<p>2. (口座管理手数料)</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p> <p>※以降項番繰り上げ</p> <p>(3) <u>すでに支払い済の口座管理手数料は解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料を返却します。</u></p> <p>(4) <u>口座管理手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落としから適用します。</u></p>

<p>せん。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントを返却します。</p> <p>(6) <u>口座管理手数料または減算するポイントは、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし、またはポイント減算から適用します。</u></p>	
<p>3. (各種優遇サービス) (1)</p> <p>① 「<u>サンクスポイント優遇</u>」 「<u>サンクスポイント・プレゼント規定</u>」により取り扱いします。</p>	<p>3. (各種優遇サービス) (1)</p> <p>－ (削除)</p> <p>※以降項番繰り上げ</p>

(2) スーパーゴールド総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>2. (口座管理手数料)</p> <p>(3) <u>口座管理手数料はお客様の申し出により当社ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」のポイントを利用して無料にすることができます。所定のポイントを初年度分は申し込みの際に、また次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に、それぞれスーパーゴールド総合口座から自動減算します。なお、次年度以降のみ指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記(2)のスーパーゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします(初年度分は不可)。</u></p> <p>(4) <u>口座管理手数料は申し込みの際に初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に所定のポイントを、スーパーゴールド総合口座から自動減算することもできます。なお、次年度以降の指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記(2)のスーパーゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします。</u></p> <p>(5) <u>すでに支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントは解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントを返却します。</u></p> <p>(6) <u>口座管理手数料または減算するポイントは、金融情勢の変化等により変更することがあり</u></p>	<p>2. (口座管理手数料)</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p> <p>※以降項番繰り上げ</p> <p>(3) <u>すでに支払い済の口座管理手数料は解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料を返却します。</u></p> <p>(4) <u>口座管理手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落としから適用します。</u></p>

<p>ます。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし、またはポイント減算から適用します。</p>	
<p>3. (各種優遇サービス) (1) ① 「サンクスポイント優遇」 <u>「サンクスポイント・プレゼント規定」により取り扱います。</u></p>	<p>3. (各種優遇サービス) (1) - (削除) ※以降項番繰り上げ</p>

(3) <大垣共立>カード規定

改定前	改定後
<p>1. カードの利用 (6) <u>当社のATMでサンクスポイントの引換えをする場合</u></p>	<p>1. カードの利用 (6) - (削除) ※以降項番繰り上げ</p>
<p>5. ATMによる振込 (3) ATMの案内手順に従って操作し、ATMの確認ボタンを押された後は、ATMではこの振込の取消しはできません。この場合は組戻手順により処理するものとし、組戻不能の場合に生じた損害については当社は責任を負いません。 ただし、振込先口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、組戻依頼書の提出を受けることなく当該取引における払戻口座に入金します。現金による振込の場合は、窓口営業時間内に窓口にて返却します。 なお、この場合、後記9. (1)の振込手数料および(2)の利用手数料は返却しません。</p>	<p>5. ATMによる振込 (3) ATMの案内手順に従って操作し、ATMの確認ボタンを押された後は、ATMではこの振込の取消しはできません。この場合は組戻手順により処理するものとし、組戻不能の場合に生じた損害については当社は責任を負いません。 ただし、振込先口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、組戻依頼書の提出を受けることなく当該取引における払戻口座に入金します。現金による振込の場合は、窓口営業時間内に窓口にて返却します。 なお、この場合、後記8. (1)の振込手数料および(2)の利用手数料は返却しません。</p>
<p>7. ATMによるサンクスポイントの引換 <u>ATMを使用してサンクスポイントの引換えを行う場合には、ATMに総合口座のカードまたは通帳を挿入のうえ、画面の案内に従い正確に入力し操作してください。</u></p>	<p>- (削除) ※以降項番繰り上げ</p>
<p>13. カード・通帳・暗証の管理等 (2) カードおよび通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当社のATMを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は第16条の定めにかかわらず、書類の提出は不要とします。カードまたは通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを</p>	<p>12. カード・通帳・暗証の管理等 (2) カードおよび通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当社のATMを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は第15条の定めにかかわらず、書類の提出は不要とします。カードまたは通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを</p>

<p>認知した場合には、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにカードおよび通帳による払戻し停止の措置を講じます。</p>	<p>認知した場合には、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにカードおよび通帳による払戻し停止の措置を講じます。</p>
<p>1.8. カード発行手数料 <u>(1) 前条の定めによりカードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。この手数料は、カードの再発行を行う時に、通帳および払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。</u> <u>(2) ICキャッシュカード(全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能の利用を可能とするカードのことをいいます。)を新規発行、切替発行、または前条の定めにより再発行する場合には、当社所定の発行手数料をいただきます。再発行手数料は、ICキャッシュカードの再発行を行う時に、通帳および払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。</u> <u>(3) 前項の手数料は、当社所定の手続により「サンクスポイント・プレゼント」のポイントとの引換えにより無料にすることができます。なお、引換え可能なポイントは、ICキャッシュカード発行口座と同一のお客様番号(CIF番号)に付与されるポイントに限ります。</u></p>	<p>1.7. カード再発行手数料 前条の定めによりカードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。この手数料は、カードの再発行を行う時に、通帳および払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。 (2) 削除 (3) 削除</p>
<p>2.0. 解約、カードの利用停止等(4) ① ①第2.1条に定める規定に違反した場合</p>	<p>1.9. 解約、カードの利用停止等(4) ①第2.0条に定める規定に違反した場合</p>

(4) <大垣共立>デビットカード取引規定

改定前	改定後
<p>第1章 デビットカード取引 5. (1)カードをデビットカード取引に利用する場合における<大垣共立>カード規定の適用については、以下のとおりとします。 ① 同規定1.0. (1)中「払戻し、預入れおよび振込」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。 ② 同規定1.2. 中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻した金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるデビットカード取引金額」と読み替えるものとします。 ③ 同規定1.3. (1)中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるの</p>	<p>第1章 デビットカード取引 5. (1)カードをデビットカード取引に利用する場合における<大垣共立>カード規定の適用については、以下のとおりとします。 ① 同規定9. (1)中「払戻し、預入れおよび振込」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。 ② 同規定1.1. 中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻した金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるデビットカード取引金額」と読み替えるものとします。 ③ 同規定1.2. (1)中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるの</p>

は「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

④ 同規定14. 中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑤ 同規定15. (1) 中「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑥ 同規定15. (1) (2) (3) (4) 中「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑦ 同規定15. (3) 中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

は「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

④ 同規定13. 中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑤ 同規定14. (1) 中「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑥ 同規定14. (1) (2) (3) (4) 中「払戻し」とあるのは「デビットカード取引」と読み替えるものとします。

⑦ 同規定14. (3) 中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引 6.

(1)カードをCOデビット取引に利用する場合における<大垣共立>カード規定の適用については、以下のとおりとします。

① 同規定10. (1) 中「払戻し、預入れおよび振込」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

② 同規定12. 中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻した金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるCOデビット取引金額」と読み替えるものとします。

③ 同規定13. (1) 中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

④ 同規定14. 中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

⑤ 同規定15. (1) 中「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑥ 同規定15. (1) (2) (3) (4) 中「払戻し」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

⑦ 同規定15. (3) 中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引 6.

(1)カードをCOデビット取引に利用する場合における<大垣共立>カード規定の適用については、以下のとおりとします。

① 同規定9. (1) 中「払戻し、預入れおよび振込」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

② 同規定11. 中「自動機または当社本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻した金額、自動機利用手数料金額」とあるのは「端末機によるCOデビット取引金額」と読み替えるものとします。

③ 同規定12. (1) 中「自動機」とあるのは「端末機」と読み替え、「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「払戻し」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

④ 同規定13. 中「カードまたは通帳による自動機による」とあるのは「カードを使用した端末機による」と読み替え、「払戻し」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

⑤ 同規定14. (1) 中「カードまたは通帳」とあるのは「カード」と読み替え、「自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

⑥ 同規定14. (1) (2) (3) (4) 中「払戻し」とあるのは「COデビット取引」と読み替えるものとします。

⑦ 同規定14. (3) 中「盗難カード・通帳等」とあるのは「盗難カード」と読み替えるものとします。

(5) <大垣共立>スーパーOKダイレクト利用規定

改 定 前	改 定 後
<p>13. サンクスポイント引換サービス</p> <p><u>(1) サンクスポイント引換サービスとは</u></p> <p><u>A. サンクスポイント引換サービスとは、端末を用いた契約者からの依頼に基づき、契約者の指定するサービス口座（総合口座に限ります）の獲得ポイントを、当社所定の特典と引換するサービスをいいます。</u></p> <p><u>B. 当社は所定の特典を契約者に通知することなく変更する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 引換ポイントの上限</u></p> <p><u>A. 1回に依頼できる引換ポイントは、当社の定めた範囲内とします。</u></p> <p><u>B. 当社は前項で定めた内容を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 引換指定日</u></p> <p><u>引換指定日は、依頼日の当日から7日後までの日の中から指定することができます。また、依頼日の当日を引換指定日とできるのは、当社が定める時限（以下「引換時限」といいます）までに引換依頼が確定した場合に限ります。なお、当社は引換指定日の取扱期間および引換時限を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。</u></p> <p><u>(4) 引換依頼の処理・取消</u></p> <p><u>A. 引換依頼は、引換指定日当日に当社所定の方法により処理します。</u></p> <p><u>B. 依頼日の翌日以降を引換指定日とする本サービスによる引換依頼の取消については、引換指定日前日の24時まで限り、契約者は端末を用いて所定の方法により取消を行うことができます。</u></p>	<p>－ (削除)</p> <p>※以降項番繰り上げ</p>
<p>17. 通知手段（2）</p> <p>前記16.（1）に定める届出事項の変更の届出がなかったために、または通信事情など当社の責によらない事由により、当社からの送信、通知または当社が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきとみなされる時点に到達したものとします。</p>	<p>16. 通知手段（2）</p> <p>前記15.（1）に定める届出事項の変更の届出がなかったために、または通信事情など当社の責によらない事由により、当社からの送信、通知または当社が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきとみなされる時点に到達したものとします。</p>

19. 免責事項（1）A.
 当社が前記3.の本人確認方法により送信者を契約者と認めて本サービスを提供したうへは、前記18.（1）に定める場合を除き、ソフトウェア、端末、会員証、パスワード等につき、偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

18. 免責事項（1）A.
 当社が前記3.の本人確認方法により送信者を契約者と認めて本サービスを提供したうへは、前記17.（1）に定める場合を除き、ソフトウェア、端末、会員証、パスワード等につき、偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

（6）OKBアカウント利用規定

改定前	改定後
<p>第7条 口座情報連携機能とは</p> <p>2. 口座情報等とは以下をいい、アカウント対応サービスごとに以下の一部またはすべての情報を利用します。</p> <p>（1） アカウント利用者がOKBアカウントに登録した口座の店番、預金種類、口座番号</p> <p>（2） 第7条2項1号にかかる口座の残高、入出金明細</p> <p>（3） 第7条2項1号にかかる口座の名義人の氏名、生年月日、性別等、当該口座名義人が当社に届け出ている口座名義人本人にかかる情報</p> <p><u>（4） 第7条2項1号にかかる口座の名義人に対して付与されているサンクスポイントの残高、獲得・減算履歴</u></p> <p><u>（5） その他OKBアカウント利用者に関連して当社が保有する所定の情報</u></p>	<p>第7条 口座情報連携機能とは</p> <p>2. 口座情報等とは以下をいい、アカウント対応サービスごとに以下の一部またはすべての情報を利用します。</p> <p>（1） アカウント利用者がOKBアカウントに登録した口座の店番、預金種類、口座番号</p> <p>（2） 第7条2項1号にかかる口座の残高、入出金明細</p> <p>（3） 第7条2項1号にかかる口座の名義人の氏名、生年月日、性別等、当該口座名義人が当社に届け出ている口座名義人本人にかかる情報</p> <p>（4） 削除</p> <p><u>（4） その他OKBアカウント利用者に関連して当社が保有する所定の情報</u></p>

以 上